

幕張新都心拡大地区新駅設置協議会規約

1 名称

本会は、幕張新都心拡大地区新駅設置協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、J R京葉線海浜幕張駅と新習志野駅間における新駅設置に賛同する団体が費用負担するための協議を行い、費用負担を決定し、新駅の開設を実現することを目的とする。

3 事業

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新駅設置に向けた各種協議
- (2) 新駅設置のための費用の負担
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社との協定締結
- (4) その他目的達成に必要な事業

4 構成

協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

5 代表

協議会の代表は、千葉市長とする。

6 協議会の運営

- (1) 協議会は、代表が招集し、進行役を務める。
- (2) 協議会は、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

7 協議会での議決

- (1) 協議会は、構成員全員の出席により、成立する。
- (2) 協議会の議事は、全会一致をもって決するものとする。

8 調整会議

- (1) 協議会の事業に関する事項を検討・調整するため、必要に応じて、調整会議を開催するものとする。
- (2) 調整会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- (3) 調整会議は、構成員以外の者を調整会議に出席させることができる。

9 事務局

- (1) 協議会の事務を処理するため、事務局を千葉県都市局都市部交通政策課に置く。
- (2) 事務局は、協議会の事務の総括及び収支決算等を行う。
- (3) 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

10 事業費等

新駅設置のための費用及びその負担は、構成員全員の同意の上、定める。

11 会計年度

協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

12 その他

- (1) 協議会は非公開とする。
- (2) この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成29年12月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

別表1 協議会構成員

団体名	職 名	備 考
千葉県	企業局長	
千葉市	千葉市長	
イオンモール株式会社	代表取締役社長	地元企業代表

別表2 調整会議構成員

団体名	職 名	備 考
千葉県	企業局 土地管理部 土地事業調整課長	
千葉市	都市局 都市部 交通政策課長	
イオンモール株式会社	開発本部 関東開発部長	地元企業代表